

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和８年４月１日現在）

行政職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
１級	定期的な業務又は補助的な業務を行う職務	25	5.0	主事 技師	19 6	128	25.8	主事級
２級	高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う職務	103	20.8	主事 技師 専門員	92 10 1			
３級	主任及びこれに相当する保育士の職務又は規則で定める職務	119	24.0	主任 再任用	104 15	119	24.0	主任級
４級	係長、主査及び主任保育士の職務又は規則で定める職務	130	26.2	係長 主査 再任用	90 32 8	130	26.2	係長級
５級	課長補佐、室長補佐及び所長補佐の職務又は規則で定める職務	29	5.9	課長補佐 室長補佐 所長補佐	27 1 1	29	5.9	課長補佐級
６級	政策主幹、消防次長、消防署長、室長、課長、所長、議会事務局次長、主幹、副室長、副課長及び副所長の職務又は規則で定める職務	77	15.5	消防次長 消防署長 室長 課長 所長 館長 分署長 主幹 副室長 副課長	1 1 3 54 1 1 2 5 1 8	77	15.5	課長級
７級	部長、消防長、議会事務局長、参事及び次長の職務又は規則で定める職務	13	2.6	部長 消防長 議会事務局長 参事	9 1 1 2	13	2.6	部長級
８級	理事及び技監の職務又は規則で定める職務	0	0.0	—	0	0	0.0	理事級
合計		496	100.0					

※ 職員数には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含む

教育職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	助教諭の職務又は規則で定める職務	0	0.0	—	0	0	0.0	主事級
2 級	副園長、副所長、主任教諭、主任保育教諭、主任保育士、教諭、保育教諭、保育士及び指導主事の職務又は規則で定める職務	26	86.7	教諭等 主任教諭等 主査(指導主事) 再任用	12 12 2 1	26	86.7	主事級 主任級 係長級 課長補佐級
3 級	園長及び所長の職務又は規則で定める職務	4	13.3	園長 所長 主幹(指導主事)	2 1 1	4	13.3	課長級
合計		30	100.0					

※ 教諭等には保育教諭及び保育士を、主任教諭等には主任保育教諭及び主任保育士を含む

技能労務職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	1 技能職員の職務 2 労務職員の職務	0	0.0	—	0	5	16.7	主事級
2 級	1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 2 高度の経験を必要とする労務職員の職務	5	16.7	技能員	5			
3 級	1 特に高度の技能又は経験を必要とする技能主任の職務 2 業務の内容、責任、必要な知識、経験等からみて前号と同程度と認められる職務	10	33.3	技能主任 再任用	3 7	10	33.3	主任級
4 級	1 数名の技能労務職員を直接指揮する班長の職務 2 所掌する職務の性質、その職務の遂行に必要な知識又は経験からみてその職務の内容、責任等が前号の職務と同程度と認められる職務	12	40.0	班長 主任校務員 再任用	10 1 1	12	40.0	係長級
5 級	1 相当数の技能労務職員を直接指揮監督する主任班長の職務 2 所掌する職務の内容、責任等が前号の職務と同程度と認められる職務	3	10.0	主任班長	3	3	10.0	課長補佐級
6 級	1 相当数の技能労務職員を指揮監督する技能長の職務 2 所掌する職務の内容、責任等が前号の職務と同程度と認められる職務	0	0.0	—	0	0	0.0	課長級
合計		30	100.0					